

議案第26号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

区分			報酬の額
教育委員会	委員	年額	280,000円
選挙管理委員会	委員長	年額	120,000円
	委員	年額	108,000円
監査委員	代表委員	年額	360,000円
	委員	年額	252,000円
公平委員会	委員長	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
	委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
農業委員会	会長	月額	基本給 20,000円 能率給 予算の範囲内で 町長が定める額
	会長代理	月額	基本給 18,000円 能率給 予算の範囲内で 町長が定める額

	副会長	月額	基本給 18,000円 能率給 予算の範囲内で 町長が定める額
	区担当	月額	基本給 16,000円 能率給 予算の範囲内で 町長が定める額
	委員	月額	基本給 14,000円 能率給 予算の範囲内で 町長が定める額
	農地利用 最適化推 進委員	月額	基本給 12,000円 能率給 予算の範囲内で 町長が定める額
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
	委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
固定資産評価員		日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
特別職報酬等審議会委員		日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
総合計画審議会委員		日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)

			ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回17,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
行政不服審査会委員（専門委員を含む。）		日額	8,000円 （3時間未満は5,000円） ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回17,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
賞じゅつ金等審査委員会委員		日額	8,000円 （3時間未満は5,000円）
非常勤の地方公務災害補償認定委員会	委員長	日額	8,000円 （3時間未満は5,000円）
	委員	日額	8,000円 （3時間未満は5,000円）
非常勤の地方公務災害補償審査会	委員長	日額	8,000円 （3時間未満は5,000円）
	委員	日額	8,000円 （3時間未満は5,000円）

産業医	年額	360,000円
特別職懲戒審査委員会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
投票所の投票管理者	1回の選挙につき	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に基づく額
開票管理者	1回の選挙につき	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に基づく額
選挙長	1回の選挙につき	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に基づく額
投票所の投票立会人	1回の選挙につき	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に基づく額
開票立会人	1回の選挙につき	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に基づく額
選挙立会人	1回の選挙につき	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法

		律（昭和25年法律第179号）に基づく額
期日前投票所の投票管理者	日額	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づく額
期日前投票所の投票立会人	日額	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づく額
多可町テレビ放送番組審議会委員	日額	8,000円 （3時間未満は5,000円）
障害者総合支援協議会委員	日額	8,000円 （3時間未満は5,000円） ただし、大学教授その他これらに準じる者については、1回17,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
手話施策推進会議委員	日額	8,000円 （3時間未満は5,000円）

		ただし、大学教授その他これらに準じる者については、1回17,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
都市計画審議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円) ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回17,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
環境保全審議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
農林漁業振興対策審議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
産業振興対策審議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
公営住宅審議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円) ただし、弁護士、大学

			教授その他これらに準じる者については、1回17,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
町営住宅入居者選考委員会委員	日額		8,000円 (3時間未満は5,000円)
空家等対策協議会委員	日額		8,000円 (3時間未満は5,000円) ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回17,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
防災会議委員	日額		8,000円 (3時間未満は5,000円)
消防整備審議会委員	日額		8,000円 (3時間未満は5,000円)
消防団	団長	年額	200,000円
	副団長	年額	123,000円
	分団長	年額	77,000円
	副分団長	年額	45,500円

	その他の基本団員	年額	36,500円
	機能別団員（応援団員）	年額	5,000円
	機能別団員（女性部団員）	年額	5,000円
	災害対応に従事するための出動	日額（4時間以上のとき）	8,000円
		日額（2時間以上4時間未満のとき）	4,000円
		日額（2時間未満のとき）	2,000円
学校嘱託医	1校につき	223,000円	
	人員給	489円	
	管理手当	30,000円	
学校嘱託歯科医	1校につき	176,000円	
	人員給	489円	
学校嘱託耳鼻咽喉科医	1校につき	176,000円	
	人員給	489円	

学校嘱託眼科医	1校につき	176,000円
	人員給	489円
学校嘱託薬剤師	1校につき	154,000円
社会教育委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
スポーツ推進委員	年額	18,000円
隣保館運営委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
人権啓発専門員	月額	100,000円
児童館運営委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
文化財保護審議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
図書館協議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
国民健康保険運営協議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
子ども・子育て会議委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円) ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回

		17,000円を超えない範囲 で、任命権者が町長と協 議して定める額
いじめ問題対策委員会委員	日額	委員長 17,000円 委員 15,000円
いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
いじめ調査委員会委員	日額	委員長 17,000円 委員 15,000円
いじめ防止対策検証委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円) ただし、弁護士、大学 教授その他これらに準じ る者については、1回 17,000円を超えない範囲 で、任命権者が町長と協 議して定める額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現 行				改 正			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分			報酬の額	区分			報酬の額
教育委員会	委員	年額	280,000円	教育委員会	委員	年額	280,000円
選挙管理委員会	委員長	年額	<u>70,000円</u>	選挙管理委員会	委員長	年額	<u>120,000円</u>
	委員	年額	<u>60,000円</u>		委員	年額	<u>108,000円</u>
監査委員	代表委員	年額	<u>300,000円</u>	監査委員	代表委員	年額	<u>360,000円</u>
	委員	年額	<u>120,000円</u>		委員	年額	<u>252,000円</u>
公平委員会	委員長	<u>年額</u>	<u>10,000円</u>	公平委員会	委員長	<u>日額</u>	<u>8,000円</u> <u>（3時間未満は5,000円）</u>
	委員	<u>年額</u>	<u>10,000円</u>		委員	<u>日額</u>	<u>8,000円</u> <u>（3時間未満は5,000円）</u>
農業委員会	会長	月額	基本給 <u>18,000円</u> 能率給 予算の範囲内で町長が定める額	農業委員会	会長	月額	基本給 <u>20,000円</u> 能率給 予算の範囲内で町長が定める額
	会長代理	月額	基本給 <u>16,000円</u> 能率給 予算の範囲内で町長が定める額		会長代理	月額	基本給 <u>18,000円</u> 能率給 予算の範囲内で町長が定める額
	副会長	月額	基本給 <u>16,000円</u> 能率給 予算の範囲内で町長が定める額		副会長	月額	基本給 <u>18,000円</u> 能率給 予算の範囲内で町長が定める額

現 行				改 正			
	区担当	月額	基本給 <u>14,000円</u> 能率給 予算の範囲内で町長が定める額		区担当	月額	基本給 <u>16,000円</u> 能率給 予算の範囲内で町長が定める額
	委員	月額	基本給 <u>12,000円</u> 能率給 予算の範囲内で町長が定める額		委員	月額	基本給 <u>14,000円</u> 能率給 予算の範囲内で町長が定める額
	農地利用最適化推進委員	月額	基本給 <u>10,000円</u> 能率給 予算の範囲内で町長が定める額		農地利用最適化推進委員	月額	基本給 <u>12,000円</u> 能率給 予算の範囲内で町長が定める額
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	<u>5,000円</u>	固定資産評価審査委員会	委員長	日額	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円)
	委員	日額	<u>5,000円</u>		委員	日額	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円)
固定資産評価員		年額	<u>10,000円</u>	固定資産評価員		日額	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円)
特別職報酬等審議会委員		日額	<u>5,000円</u>	特別職報酬等審議会委員		日額	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円)
総合計画審議会委員		日額	<u>5,000円</u>	総合計画審議会委員		日額	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円)
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額	<u>5,000円</u> ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者	情報公開・個人情報保護審査会委員		日額	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円) ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じ

現 行				改 正			
			については、1回 <u>15,000円</u> を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額				る者については、1回 <u>17,000円</u> を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
行政不服審査会委員（専門委員を含む。）		日額	<u>5,000円</u> ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回 <u>15,000円</u> を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額	行政不服審査会委員（専門委員を含む。）		日額	<u>8,000円</u> <u>（3時間未満は5,000円）</u> ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回 <u>17,000円</u> を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
賞じゅつ金等審査委員会委員		日額	<u>5,000円</u>	賞じゅつ金等審査委員会委員		日額	<u>8,000円</u> <u>（3時間未満は5,000円）</u>
非常勤の地方公務災害補償認定委員会	委員長	日額	<u>5,000円</u>	非常勤の地方公務災害補償認定委員会	委員長	日額	<u>8,000円</u> <u>（3時間未満は5,000円）</u>
	委員	日額	<u>5,000円</u>		委員	日額	<u>8,000円</u> <u>（3時間未満は5,000円）</u>
非常勤の地方公務災害補償審査会	委員長	日額	<u>5,000円</u>	非常勤の地方公務災害補償審査会	委員長	日額	<u>8,000円</u> <u>（3時間未満は5,000円）</u>
	委員	日額	<u>5,000円</u>		委員	日額	<u>8,000円</u> <u>（3時間未満は5,000円）</u>
産業医		年額	360,000円	産業医		年額	360,000円

現 行			改 正		
特別職懲戒審査委員会委員	日額	<u>5,000円</u>	特別職懲戒審査委員会委員	日額	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円)
投票所の投票管理者	1回の選挙につき	<u>13,000円</u>	投票所の投票管理者	1回の選挙につき	<u>国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づく額</u>
開票管理者	1回の選挙につき	<u>11,000円</u>	開票管理者	1回の選挙につき	<u>国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づく額</u>
選挙長	1回の選挙につき	<u>12,000円</u>	選挙長	1回の選挙につき	<u>国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づく額</u>
投票所の投票立会人	1回の選挙につき	<u>11,000円</u>	投票所の投票立会人	1回の選挙につき	<u>国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づく額</u>
開票立会人	1回の選挙につき	<u>9,000円</u>	開票立会人	1回の選挙につき	<u>国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づく額</u>
選挙立会人	1回の選挙につき	<u>9,000円</u>	選挙立会人	1回の選挙につき	<u>国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づく額</u>

現 行			改 正		
					律（昭和25年法律第179号）に基づく額
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>12,000円</u>	期日前投票所の投票管理者	日額	<u>国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づく額</u>
期日前投票所の投票立会人	日額	<u>10,000円</u>	期日前投票所の投票立会人	日額	<u>国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づく額</u>
多可町テレビ放送番組審議会委員	<u>年額</u>	<u>10,000円</u>	多可町テレビ放送番組審議会委員	<u>日額</u>	<u>8,000円</u> <u>（3時間未満は5,000円）</u>
障害者総合支援協議会委員	<u>年額</u>	<u>10,000円</u> ただし、大学教授その他これらに準じる者については、1回 <u>15,000円</u> を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額	障害者総合支援協議会委員	<u>日額</u>	<u>8,000円</u> <u>（3時間未満は5,000円）</u> ただし、大学教授その他これらに準じる者については、1回 <u>17,000円</u> を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
手話施策推進会議委員	<u>年額</u>	<u>10,000円</u> ただし、大学教授その他これらに準じる者については、1回 <u>15,000円</u> を超えない範囲で、任命権者が町長	手話施策推進会議委員	<u>日額</u>	<u>8,000円</u> <u>（3時間未満は5,000円）</u> ただし、大学教授その他これらに準じる者については、1回 <u>17,000円</u> を

現 行			改 正		
		と協議して定める額			超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
都市計画審議会委員	日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額	都市計画審議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円) ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回17,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
環境保全審議会委員	日額	5,000円	環境保全審議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
農林漁業振興対策審議会委員	日額	5,000円	農林漁業振興対策審議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
産業振興対策審議会委員	年額	10,000円	産業振興対策審議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
公営住宅審議会委員	日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額	公営住宅審議会委員	日額	8,000円 (3時間未満は5,000円) ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回17,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額

現 行				改 正			
町営住宅入居者選考委員会委員		年額	10,000円	町営住宅入居者選考委員会委員		日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
空家等対策協議会委員		日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額	空家等対策協議会委員		日額	8,000円 (3時間未満は5,000円) ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回17,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
防災会議委員		日額	5,000円	防災会議委員		日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
消防整備審議会委員		年額	10,000円	消防整備審議会委員		日額	8,000円 (3時間未満は5,000円)
消防団	団長	年額	180,000円	消防団	団長	年額	200,000円
	副団長	年額	100,000円		副団長	年額	123,000円
	分団長	年額	50,000円		分団長	年額	77,000円
	副分団長	年額	36,500円		副分団長	年額	45,500円
	その他の基本団員	年額	20,000円		その他の基本団員	年額	36,500円
	機能別団員（応援団員）	年額	5,000円		機能別団員（応援団員）	年額	5,000円
	機能別団員（女性部団員）	年額	5,000円		機能別団員（女性部団員）	年額	5,000円

現 行				改 正			
	災害対応に従事するための 出勤	日額（４時間 以上のとき）	8,000円		災害対応に従事するための 出勤	日額（４時間 以上のとき）	8,000円
		日額（２時間 以上４時間未 満のとき）	4,000円			日額（２時間 以上４時間未 満のとき）	4,000円
		日額（２時間 未満のとき）	2,000円			日額（２時間 未満のとき）	2,000円
学校嘱託医		１校につき	<u>220,000円</u>	学校嘱託医		１校につき	<u>223,000円</u>
		人員給	<u>484円</u>			人員給	<u>489円</u>
		管理手当	30,000円			管理手当	30,000円
学校嘱託歯科医		１校につき	<u>174,000円</u>	学校嘱託歯科医		１校につき	<u>176,000円</u>
		人員給	<u>484円</u>			人員給	<u>489円</u>
学校嘱託耳鼻咽喉科医		１校につき	<u>174,000円</u>	学校嘱託耳鼻咽喉科医		１校につき	<u>176,000円</u>
		人員給	<u>484円</u>			人員給	<u>489円</u>
学校嘱託眼科医		１校につき	<u>174,000円</u>	学校嘱託眼科医		１校につき	<u>176,000円</u>
		人員給	<u>484円</u>			人員給	<u>489円</u>
学校嘱託薬剤師		１校につき	154,000円	学校嘱託薬剤師		１校につき	154,000円
社会教育委員		<u>年額</u>	<u>10,000円</u>	社会教育委員		<u>日額</u>	<u>8,000円</u> <u>（３時間未満は5,000円）</u>
スポーツ推進委員		年額	18,000円	スポーツ推進委員		年額	18,000円

現 行			改 正		
隣保館運営委員	日額	<u>5,000円</u>	隣保館運営委員	日額	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円)
人権啓発専門員	月額	100,000円	人権啓発専門員	月額	100,000円
児童館運営委員	日額	<u>5,000円</u>	児童館運営委員	日額	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円)
文化財保護審議会委員	日額	<u>5,000円</u>	文化財保護審議会委員	日額	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円)
図書館協議会委員	<u>年額</u>	<u>10,000円</u>	図書館協議会委員	<u>日額</u>	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円)
国民健康保険運営協議会委員	<u>年額</u>	<u>10,000円</u>	国民健康保険運営協議会委員	<u>日額</u>	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円)
子ども・子育て会議委員	<u>年額</u>	<u>10,000円</u>	子ども・子育て会議委員	<u>日額</u>	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円) ただし、弁護士、大学 教授その他これらに準じ る者については、1回 17,000円を超えない範囲 で、任命権者が町長と協 議して定める額
いじめ問題対策委員会委員	日額	委員長 <u>12,000円</u> 委員 <u>10,000円</u>	いじめ問題対策委員会委員	日額	委員長 <u>17,000円</u> 委員 <u>15,000円</u>
いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	<u>5,000円</u>	いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	<u>8,000円</u> (3時間未満は5,000円)

現 行			改 正		
いじめ調査委員会委員	日額	委員長 <u>12,000円</u> 委員 <u>10,000円</u>	いじめ調査委員会委員	日額	委員長 <u>17,000円</u> 委員 <u>15,000円</u>
いじめ防止対策検証委員	日額	<u>5,000円</u> ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回 <u>15,000円</u> を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額	いじめ防止対策検証委員	日額	<u>8,000円</u> <u>(3時間未満は5,000円)</u> ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回 <u>17,000円</u> を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額